

補・カラガンダ残留者阿彦哲郎

Appendix: Ahiko Tetsuro: A Former POW Who Remained in Karaganda
after his Release from the *Lager*

富田 武
Takeshi Tomita

阿彦哲郎は1930年、南樺太本斗町に漁師の三男として生まれた。本斗小学校を卒業後、渡辺鉄工所で働きながら本斗青年学校に学んでいて、敗戦を迎えた。ソ連軍が進駐し、樺太庁の指示により15歳以上の男子は引揚を許されず、残留することになった。彼(数え年で15)も残留し、造船所(旧渡辺鉄工所)で働き続けた。当時南樺太(ソ連領に編入されたのでサハリン南部)には、大陸に連行された将兵や樺太庁幹部を除く24万に及ぶ日本人及び朝鮮人が残留したが、捕虜収容所はなかった。阿彦は、ソ連軍が発行した日本人向け新聞『新生活』は見たことがないという¹。



〔写真中央が阿彦氏、左はカラガンダ・ボラシャーク大学学長のドゥラトバーコフ氏
(カラガンダの日本人埋葬碑の前で)〕

(筆者註) これは、富田武『シベリア抑留者たちの戦後—冷戦下の世論と運動1945-1956』(人文書院、2013年)第4章第2節2(195-200頁)を転載したものである(ただし挿入した写真およびキャプションは、本稿において新たに付け加えた)。

¹ 阿彦インタビュー、2013年2月20日、札幌。小川映一『置き去りにめげずカザフスタンで生き抜いた同胞たち』(日本サハリン同胞交流協会、2010年)、26-33頁。N. Dulatbelov i dr. Iaponskie voennoplennyye v Karagandinskoi oblasti. Karaganda, 2011, s.1227-1229.

ここで、当時の南サハリンの状況を他の著作から補足しておくとして、1945年10月にはソ連軍が暫定的な軍政措置を講じた。第2極東方面軍司令官プルカーエフ大将の布告には、①住民（日本人及び朝鮮人）は赤軍に協力する、②各企業家、労働者、勤務員は生産向上に努める、③鉄道運輸関係者は鉄道、運輸事業の復旧に努める、④商業企業は、食料品、工業品を平常通り販売する、⑤地主、農民は収穫に努め、農村と都市のために食糧を確保する、等々とあった。12月には樺太庁が接収され、長官以下の高級官僚は連行されたが、民政局は部長クラスをソ連人が占めたものの、日本人官吏の協力を必要とした。豊原（ユジノ・サハリンスク）、大泊（コルサコフ）、真岡（ホルムスク）、本斗（ネヴェリスク）など11カ所に民政署が設置されたが、その下で旧来の市町村長が働くことになった。ソ連側は、住民の協力を得て産業を軌道に乗せ、ソ連人の移住を待つ必要があったのである。

他方、生産の計画システム及び労働ノルマ制、食糧配給制（米をある程度支給するが、職種により配給に差別をつける）、プロプスク（身分証明書で携帯義務あり）の導入など、住民には新しい制度も施行された。46年2月に、南サハリンはクリル諸島とともにソ連領に正式に編入され、ソヴィエト制度が施行された。鯨などの漁期に住民を割当動員することも行われた。軍政が終っても、官憲による住民の不当な圧迫、さらには些細な仕事上のミスや過去の経歴を理由とする逮捕、裁判、有罪判決、大陸の収容所送りがあった²。

1948年6月、阿彦は突然逮捕された。刑務所に6ヶ月留置されてから、ロシア共和国刑法第58条「妨害行為」の廉で自由剥奪10年の判決があったと知らされた。本斗青年学校は敗戦前に義勇軍とされ、第303部隊と呼ばれていたが、そこに属していたことを誰かが密告したためではないかという。実は同部隊は正式には「郷土防衛第303部隊」と呼ばれ、敗戦直前の7月中旬に結成され、8月9日ソ連参戦に応じて動員されたさい隊員には二等兵の階級も付与されたが、15日の「玉音」放送後に解散した。ところが1946年10月、本斗小学校教員が内務省ユジノ・サハリンスク本部に武器隠匿容疑で逮捕されたのを契機に、旧隊員が次々と逮捕、収監され、二十余名が1947年6月にロシア共和国刑法第58条「スパイ行為」の廉で自由剥奪10～15年の判決を受け、大陸の収容所に送られていたのである³。

阿彦によれば、判決を受けた者は大泊（コルサコフ）から船でウラジオストクに向ったが、同類の人々が300人程いたという。1949年中にウラジオストクからハバロフスクに移動し、翌50年カザフ共和国ジェスカズガンに移送された。ハバロフスクでは食糧（乾パンと鯨の塩漬け）5日分がいっぺんに渡されたが、直ちに食べてしまった。囚人専用車両（悪名高いストレイピンカ）内で、他の悪質な囚人に奪われないようにするためであり、他の回想記にもそのような記述が見える。

ジェスカズガンには炭鉱があり、囚人は重労働に従事させられた。阿彦は当初労働能力判定が1級だったが、衰弱して骨と皮だけのような状態になり、4級の判定を受けて翌1951年カラガンダ（第99）収容所第1分所（スパスクにある療養収容所）に送られた。なお、ジェスカズガン（第39）収容所には47年1月の時点で日本人捕虜が1212人（ドイツ人が2768人）いたとの記録があるが、一般囚人は捕虜と隔離されていたため、また50年だと日本人捕虜のほとんどが送還されたため、阿彦は一人も見かけなかったという⁴。

² 泉友三郎（新庄成吉）『ソ連南樺太—ソ連官吏になった日本人の記録』（妙義出版社、1952年）、45-47、62-64、76-84、115-118頁。福家勇『南樺太はどうなったか—村長の敗戦始末記』（葺書房、1982年）、129-130、185-191、197-198頁。

³ 阿彦インタビュー。橋本六五郎「泰平を開くために」、朔北会編集・発行『続・朔北の道草—ソ連長期抑留の記録』（1980年）、1111-1120頁。

⁴ 阿彦インタビュー。Dulatbelow, s.526.

移動させられたが、パスポート（国内旅券、というより身分証明書）を持たないため、勤め口さえなかった。当時スバスク療養収容所付近では第121、122炭鉱が開発中で、労働者のための食堂があり、そこからパンを盗んで食いつないでいた。ある日そのことが露見したが、現場監督（ウクライナ人）は日本人が勤勉であることを知っていて、阿彦をセメント工場に雇い入れてくれた⁸。

この工場には元日本兵が六人いたが、1956年（日ソ共同宣言の年）全員が帰国してしまった。阿彦は兵籍がないため帰国者名簿に載っておらず、帰れないことが悔しくてたまらなかったという。彼は、三宅ノブオ（岐阜県出身、郵便局勤務）、田中モハチ（栃木県）、田中サタロウ（秋田県、早稲田大学卒）までは思い出し、彼らがロシア共和国刑法第58条違反の廉で有罪となり、服役していたことも記憶していた。ちなみに、『毎日新聞』調査名簿（都道府県別）ではそれぞれ三宅農夫男、田口喜八、田口佐太郎となっている⁹。

1956年以降、阿彦はモスクワの日本大使館に何度も手紙を出し、帰国させてくれるよう訴えたが、手紙が届いたか否かも定かではなかった。同年ドイツ系のエカテリーナさんと結婚、一男一女をもうけたが、83年妻は工場で事故死、86年にモルドヴァ系のエレナさんと再婚した。ペレストロイカが始まり、1990年には日本サハリン交流協会がサハリンからの一時帰国支援事業に乗り出した。ソ連解体、カザフスタン独立により阿彦さんはカザフスタン国籍を取得、刑法第58条違反＝有罪からの名誉回復を受け、94年に最初の帰国を果たした。以降5度目の帰国の折に、2012年遂に永住帰国を実現した¹⁰。

⁸ 阿彦インタビュー。

⁹ 同上。『毎日新聞』1956年10月19日、二面。

¹⁰ 阿彦インタビュー。